

(裏)

(農業協同組合法抜粋)

第11条の13

4 第1項の許可を受けた組合については、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第8条第1項及び第2項、第12条、第22条並びに第27条の規定を準用する。（以下省略）

第99条の7 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金（第10条第1項第3号若しくは第10号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に処する。

- 一 第11条の13第4項において準用する倉庫業法第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

4.3
センチメートル

(水産業協同組合法抜粋)

第12条

4 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第8条第2項、第12条、第22条及び第27条の規定は、第1項の場合について準用する。（以下省略）

第129条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金（第11条第1項第4号若しくは第11号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号若しくは第6号の2、第97条第1項第2号若しくは第100条の2第1項第1号の事業を行う組合若しくはその子法人等、信用事業受託者又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に処する。

- 一 第12条第4項（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

4.3
センチメートル

(森林組合法抜粋)

第15条

5 倉庫業法（昭和31年法律第121号）第8条第2項、第12条、第13条第2項及び第3項、第22条、第26条並びに第27条の規定は、第1項の場合について準用する。（以下省略）

第121条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第15条第5項（第109条第1項において準用する場合を含む。）において準用する倉庫業法第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

4.3
センチメートル

9センチメートル